

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載
 【部門区分】第6部門第3区分
 【発行日】令和6年7月5日(2024.7.5)

【公開番号】特開2023-75227(P2023-75227A)
 【公開日】令和5年5月30日(2023.5.30)
 【年通号数】公開公報(特許)2023-099
 【出願番号】特願2023-34809(P2023-34809)
 【国際特許分類】

G 0 7 C 9/37(2020.01)

G 0 7 B 15/00(2011.01)

10

【F I】

G 0 7 C 9/37

G 0 7 B 15/00 B

G 0 7 B 15/00 M

【手続補正書】

【提出日】令和6年6月27日(2024.6.27)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

20

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

ゲートに進入する人物を前記ゲートの出口から入口に向かう方向から撮影した、顔画像を含む画像を取得する取得部と、
前記ゲートに対して規定された第1のエリアに進入したと判定された人物に対して、前記第1のエリアにおいて撮影された第1顔画像に基づく第1の顔認証処理を実行し、
前記第1の顔認証処理に成功した場合、前記第1のエリアと前記ゲートの出口との間に規定された第2のエリアに進入したと判定された人物に対して、前記第2のエリアにおいて撮影された第2顔画像に基づく第2の顔認証処理を実行する、処理部と、
前記第2の顔認証処理により、前記第1の顔認証処理に成功した前記人物と前記第2顔画像に含まれる人物とが同一の人物であると判定された場合に、前記人物が前記ゲートを通過した旨を出力する出力部と、
を備えた情報処理装置。

30

【請求項2】

前記処理部は、前記画像における前記顔画像の領域のサイズに基づき、前記人物が前記第1のエリアおよび前記第2のエリアに進入した、と判定する、
請求項1に記載の情報処理装置。

40

【請求項3】

前記処理部は、光電センサの検知結果に基づき、前記人物が前記第1のエリアおよび前記第2のエリアに進入した、と判定する、
請求項1に記載の情報処理装置。

【請求項4】

前記処理部は、
前記第1の顔認証処理において、前記ゲートを通過することが許可された登録者の情報を有するサーバに対して、前記第1顔画像の画像情報を送信し、
前記第1顔画像の画像情報と前記登録者の情報とを照合した照合結果を前記サーバから受信し、

50

前記照合結果に基づいて、前記第1の顔認証処理に成功したか否かを判定し、
前記サーバにおいて前記第1顔画像の画像情報と前記登録者の情報との照合が成功した場合、前記登録者に該当する候補者の情報を前記サーバから受信し、
前記第2の顔認証処理において、前記候補者の情報と前記第2顔画像の画像情報とを照合する、
請求項1に記載の情報処理装置。

【請求項5】

前記処理部は、前記第2の顔認証処理において、前記第1顔画像の画像情報と前記第2顔画像の画像情報とを照合する、
請求項1に記載の情報処理装置。

10

【請求項6】

前記処理部は、前記第1の顔認証処理において用いる顔の特徴量の数よりも少ない数の特徴量を用いて、前記第2の顔認証処理を実行する、
請求項1から5の何れか一項に記載の情報処理装置。

【請求項7】

前記処理部は、前記第1の顔認証処理における顔照合の照合スコアと比較する閾値よりも小さい閾値を前記第2の顔認証処理における顔照合に使用する、
請求項1から6の何れか一項に記載の情報処理装置。

【請求項8】

前記出力部は、前記第1の顔認証処理が成功した場合と、前記第2の顔認証処理が成功した場合とで、異なる音声又は画像を出力する、
請求項1から7の何れか一項に記載の情報処理装置。

20

【請求項9】

情報処理装置が、
ゲートに進入する人物を前記ゲートの出口から入口に向かう方向から撮影した、顔画像を含む画像を取得し、
前記人物が前記ゲートに対して規定された第1のエリアに進入したと判定された場合に、前記第1のエリアにおいて撮影された前記人物の第1顔画像に基づいて、第1の顔認証処理を実行し、
前記第1の顔認証処理が成功した場合、前記人物が前記第1のエリアと前記ゲートの出口との間に規定された第2のエリアに進入したと判定された場合に、前記第2のエリアにおいて撮影された第2顔画像に基づいて、第2の顔認証処理を実行し、
前記第2の顔認証処理により、前記第1の顔認証処理に成功した前記人物と前記第2顔画像に含まれる人物とが同一の人物であると判定された場合に、前記人物が前記ゲートを通過した旨を出力する、
情報処理方法。

30

40

50